

流域委員会の目的・役割・運営方針・委員候補者の選定等について
(下線部は、今回、修正された箇所)

1. 流域委員会の目的と役割

- 1) 「矢作川流域委員会（仮称）」（以下「流域委員会」という）は、今後20年～30年間の具体的な河川整備の内容を示す矢作川水系河川整備計画（大臣管理区間）の策定に際し、矢作川と深い関わりを持つ学識経験者や地元有識者等から意見を頂くことを目的に設置します。
- 2) 流域委員会の役割は、河川整備計画（原案）について意見を述べるほか、以下の項目についても指導・助言を頂きます。
 - ① 河川整備計画（原案）の作成段階において、流域の視点から課題解決を図るような指導・助言
 - ② 関係住民や関係自治体等からの意見聴取について、その聴取方法等に関する指導・助言

2. 流域委員会の構成について

1) 組織

必要に応じて流域委員会の判断により、流域委員会の下部組織として専門的な事項等を別に審議する部会等の設置を行うものとします。なお、部会等の設置は、部会委員を流域委員会の委員長が指名し、中部地方整備局長が任命します。

2) 構成員

河川に関する様々な事項及び地域の特性や実状に関して専門的立場での意見を得るため、以下の構成員とします。

- ・ 学識経験者、地元有識者 （行政を含む。）
- ・ 矢作川と関連のある市民団体、NPO、経済団体等

また、参加の機会を確保するため、公募による候補者も求めることとします。

3) 流域委員会の規模

実質的な議論を行うためには、20名を上限とします。

4) 委員候補者の選定方法

委員候補者は、準備会議委員及び事務局で作成する推薦リストと、一般公募による公募応募者リストの中から、準備会議が選定します。

また、委員候補者の選定にあたっては、考慮すべき分野毎にリストアップし、利害関係を代表する方ではなく、専門分野の大分類の全体をよく知っており、河川と流域の問題を議論するという観点で選定します。

さらに、委員候補者の絞り込みの段階で、公募と推薦者との重複がないよう、注意します。

なお、選定基準については別途議論します。

5) 公募委員の数

公募委員は、2名程度とします。

6) 委員候補者の選定の際に考慮する分野

委員候補者の選定の際に考慮する分野は、別紙の「専門分野の分類」とします。
ただし、この分野から一人ずつを選ぶということではありません。

3. 流域委員会の公募委員の応募条件

1) 公募の推薦方法（自薦と他薦）

自薦、他薦は問いません。

2) 公募の応募条件

下記の2つの条件を満たす方で、河川整備計画の策定検討にご協力頂ける方とします。

【条件1】

矢作川と深い関わりをお持ちの方

- (例)・矢作川流域及び想定氾濫区域内に居住、又は通勤・通学している方
- ・矢作川流域又は矢作川を対象として、研究や活動を行っている方

【条件2】

今後の矢作川の河川整備や河川管理に関心のある方

3) 公募応募者の年齢制限等

年齢制限は設けません。

4) 公募期間

3週間程度とします。

5) 公募する場合の一般へのお知らせ方法

記者発表、新聞広告、ポスター・チラシ等の配布・掲示、ホームページ掲載などにより、お知らせします。

4. 流域委員会の運営や公開関係

1) 流域委員会の審議期間

概ね2年とします。

2) 流域委員会の公開方法

①原則として公開とします。ただし、流域委員会の判断により、議事の非公開が決定された場合は、この限りではありません。

②カメラ等の撮影は、委員長の挨拶までとします（審議に入ってから撮影不可）。

3) 会議の開催案内の方法

記者発表や事務所ホームページ掲載により情報提供します。

4) 会議中における傍聴者や一般からの発言の取り扱い

会議中における傍聴者や一般からの発言は、取り扱いません。なお、会議の内容に関する質問等については、会議後、事務局において対応します。

5) 会議の議事概要及び会議資料の公開

議事概要、議事抄録及び会議資料は事務所ホームページに掲載するとともに、事務所PRコーナーで閲覧できるようにします。ただし、議事概要と議事抄録は委員の確認を得ることとします。

なお、流域委員会で非公開と決定された資料はこの限りではありません。

6) 一般からの会議資料の提供依頼の扱い

傍聴者の会議資料は、用意します。その他の方については事務所ホームページより入手していただくこととします。

専門分野の分類

大分類	専門分野
治水	1.治山、砂防（地質含む）
	2.河川
	3.海岸
利水	4.上水道
	5.工業用水
	6.農業用水
	7.発電用水
	8.漁業
	9.水資源
自然・環境	10.動物
	11.植物
	12.魚介類
	13.昆虫類
	14.鳥類
	15.水環境（水質含む）
地域と文化	16.水文化・歴史
	17.教育
	18.地域・まちづくり （親水、法律、経済含む）
	19.行政*
	20.マスコミ
	21.市民団体、NPO、経済団体等

*行政は、市町村の首長を想定しています。